

社会福祉法改正(平成29年4月1日施行分)に伴う作業スケジュールについて

(別紙1)

		平成28年度					平成29年度						
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
法改正関係				11/11 ○関係政省令公布 ○関係通知発出 (定款例・審査基準等)					改正法施行		旧役員の任期満了 新役員の任期開始 (定時評議員会終結時)		
経営組織の見直し関係	評議員・評議員会関係	法人	① 評議員選任・解任委員会の委員候補者の検討 ・評議員候補者の検討		⑥ 評議員選任・解任委員会開催【定款変更認可後】 ・新評議員の選任(H29.4.1までに)			⑨ 定時評議員会開催(新評議員) ・決算・新役員、会計監査人選任 ・社会福祉充実計画 ・役員等報酬基準		※理事会・評議員会の招集手続の省略により、⑨⑩を同日開催とすることも可			
		本市	※③のイ、ウについては、定款変更後の理事会⑦で行うことが適当であるが、③の理事会で行うことも可能。(イ、ウを⑦で行う場合は、①②③④⑤⑦⑥の順)			旧評議員の任期満了(～H29.3.31) 新評議員の任期開始(H29.4.1～)		2週間(中14日)空ける		同日開催可能			
	理事会関係	法人	③ 理事会開催 ア 定款変更案の決定 イ 評議員選任・解任委員の決定 ウ 評議員候補者の決定		評議員会設置法人においては、アの定款変更案について、理事会の前に評議員会への意見聴取が必要			⑦ 理事会開催 ・平成29年度予算・事業計画決定		⑧ 理事会開催(旧役員) ・決算案・新役員、会計監査人選任案 ・社会福祉充実計画案 ・役員等報酬基準案等		⑩ 理事会開催(新役員) ・理事長の選定等	
	定款変更関係	法人	② 定款変更案の検討			④ 定款変更申請 (H29.1.20まで)			計算書類等を定時評議員会の日々の2週間前から備え置く必要があるため、決算承認理事会(⑧)と定時評議員会(⑨)は、2週間(中14日)空けて開催することが必要となる。 ⇒⑧と⑨の同日開催は不可				
	本市	⑤ 定款変更の審査・認可 ※政省令公布後に順次認可決定											
会計監査人関係		法人	会計監査人候補者の選定→予備調査の実施→予備調査の結果に基づく法人による改善					理事会開催(旧役員) ・会計監査人の選任に係る評議員会の議決(⑧再掲)		定時評議員会開催 ・会計監査人の選任(⑨再掲)		監査契約締結 →会計監査開始	
	本市												
社会福祉充実計画・地域協議会関係		法人				<決算見込み> ①社会福祉充実残額の試算 ↓(残額ありの場合) ②社会福祉充実計画(案)の検討・作成		③公認会計士、税理士等からの意見聴取		⑤理事会開催(旧役員) ・社会福祉充実計画案(⑧再掲)		⑥定時評議員会開催 ・社会福祉充実計画の承認(⑨再掲)	所轄庁への計画の申請 (H29.6.30まで)
	本市	地域協議会の設置に係る検討							④地域協議会への意見聴取		計画の審査・承認		
財務諸表等開示システム関係		国	システム設計・開発		施行運用・連携テスト		施行運用の結果を反映		システム本格稼働				
	本市		10/20 自治体向け説明会										
	法人												